

特集：「学習指導要領」改訂～その意義と課題～  
小学校外国語活動と中学校外国語科の接続に関する一考察

手 嶋 將 博

(文教大学教育学部)

A Study on the Connection of the Elementary School  
Foreign Language Activity and the Foreign Language  
in the Secondary School

TESHIIMA MASAHIRO

(Faculty of Education, Bunkyo University)

要 旨

平成23年から本格実施される新学習指導要領において、小学校段階における「外国語活動」が必修化された。これに伴い、すでに平成21年度から移行措置として先行的に実施が進められ、全国の教育委員会や学校における実践が開始されている。本稿では、小学校と中学校の小学校における「外国語活動」と、中学校以降における教科としての「外国語科」との目標や内容の異同を通して、今後の日本の外国語教育にとって重要な意味を持つ両者の接続・連携に注目し、国際理解教育の目標との関連、海外の外国語教育との比較をふまえて考察する。

1. 小学校外国語活動新設までの経緯

平成20年3月28日の学習指導要領改訂によって、小学校5・6学年に「外国語活動」が新設、年間35単位時間において必修化された。新指導要領の全面実施は平成23年度からとなっているが、既に平成21年度から移行措置として一部を先行的に実施することとされ、既に全国の教育委員会・学校では外国語活動に関する実践も始められている。

いわば、今回の改訂は、日本の小学校段階における初めての本格的な「外国語教育」の導入ということになり、この導入をめぐっては、昭和60年代以降、さまざまな審議会で20年以上におよぶ審議が繰り返されてきた。

小学校外国語活動導入までの経緯は、およそ以下のような流れでまとめられる。

まず、昭和61年4月、臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」において、中学・

高校等における英語教育が文法知識の習得と読解力の育成に偏重していることや、大学における英語の実践的能力付与の欠如などが指摘され、各学校段階における英語教育の目的の明確化、学習者の多様な能力・進路に応じた教育内容の見直しとともに、小学校からの英語教育の開始についても検討を進めることができた<sup>①</sup>。続いて、平成4年5月、国際理解教育の一環としての英語教育を実験的に導入する文部省（当時）研究開発学校が指定され、実践的な研究が開始された。

平成8年7月、第15期中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」において、「小学校における外国語教育については、教科として一律に実施する方法は採らないが、国際理解教育の一環として『総合的な学習の時間』を活用したり、特別活動などの時間において、地域や学校の

実態等に応じて、子供たちに外国語、例えば英会話などに触れる機会や外国の生活・文化などに慣れ親しむ機会を持たせることができるようにすることが適当である」<sup>(2)</sup>などの提言がなされた。

これを受け、平成10年12月、学習指導要領の改訂により平成14年度から「総合的な学習の時間」が新設されるとともに、その取り扱いの一項目として「国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること」<sup>(3)</sup>が規定され、以降、全国の小学校において英語活動が広く実施されるようになった。

平成11年5月、『小学校学習指導要領解説』において、外国語活動を行う場合の目的や内容が示され、「外国語会話等を行う場合は、あくまでも国際理解教育の一環として、中学校の外国語教育の前倒ではなく、児童が外国語に触れたり、外国の生活・文化に慣れ親しむような小学校段階にふさわしい体験的な学習を行うようにすることが大切である」<sup>(4)</sup>として、「小学校段階にふさわしい歌、ゲーム、簡単な挨拶やスickett、ごっこ遊びなど音声を使った体験的な活動、作品交換や姉妹校交流など外国の子どもたちとの交流活動、ネイティブ・スピーカーなどとの触れ合いなどを積極的に取り入れ、外国語に慣れ親しませることや外国の生活・文化に触れ、興味・関心を持たせるようにすること」<sup>(5)</sup>等、平成20年3月の改訂学習指導要領で示された「外国語活動」の目標や内容につながる、具体的な学習活動が示された。

平成14年7月、文部科学省「英語が使える日本人の育成のための戦略構想」における小学校英語活動実施状況調査の結果、平成15年度には全国の小学校の約88%が何らかの形で英語活動を実施しているというデータが示さ

れた。この割合は平成19年度には約97%に達した。

平成18年3月、中央教育審議会外国語専門部会がまとめた「小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）」において、「小学校の英語教育については、①小学生の柔軟な適応力を生かす、②グローバル化の進展に対応する、③教育の機会均等を確保するなどの観点を踏まえて、教育目標を明確にしたうえで教育内容・教育方法ともに改善充実することが必要である」<sup>(6)</sup>とされ、さらに「高学年においては中学校との円滑な接続を図る（※下線筆者）観点からも英語教育を充実する必要性が高いと考えられる。英語活動の実施時間数が、平均で13.7単位時間（第6学年の場合）である現状を踏まえつつ、教育内容としての一定のまとまりを確保する必要性を考慮すると、外国語専門部会としては、例えば、年間35単位時間（平均週1回）程度について共通の教育内容を設定することを検討する必要がある」<sup>(7)</sup>という考えが示された。

平成18年6月、文部科学省「言語力育成協力者会議」が発足し、教科等でいかに「言語力」を育成すべきかについて検討がなされた。この会議では、外国語活動は「聞く」「話す」などのスキル面の向上を図るものではなく、言葉の大切さや豊かさなどに気付かせたり、言語に対する興味・関心を高めたりすることを重視し、また外国語活動の特性を生かして、コミュニケーションへの積極的な態度の育成を図ることが重要であることが提言された<sup>(8)</sup>。

平成20年1月、中央教育審議会「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、小学校段階の外国語活動については、「小学校段階にふさわしい国際理解やコミュニケーションなどの活動を通じて、コミュニケーションへの積極的な態度を育成するとともに、言葉への自覚を促し、幅広い言語に

関する能力や国際感覚の基盤を培うことを目的とする外国語活動については、現在、各学校における取組に相当ばらつきがあるため、教育の機会均等などの確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である。その場合、目標や内容を各学校で定める総合的な学習の時間とは趣旨・性格が異なることから、総合的な学習の時間とは別に高学年において一定の授業時間数（年間35単位時間、週1コマ相当）を確保することが適当である」<sup>(9)</sup>として、外国語活動の新設が申請され、その結果、平成20年3月の小学校学習指導要領において、「外国語活動」が必修化（年間35単位時間）された。

以上のような経緯で必修化された小学校外国語活動であるが、これらを概観すると、外國語活動における目標は、平成20年1月の中教審答申においても述べられたように、「小学校段階では、小学生のもつ柔軟な適応力を生かして、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、中学校段階の文法等の英語教育を前倒しするのではなく、国語や我が国の文化を含めた言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目標として外国語活動を行う」<sup>(10)</sup>（※下線筆者）ということに集約されている。

## 2. 「外国語活動」と「外国語科」の目標の異同

新学習指導要領では、小学校外国語活動の目標について以下のように述べている。

「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」  
すなわち、外国語活動の目標は、「外国語を

通じて」行う以下の3つの柱から構成される。

- ①「言語や文化についての体験的理
- ②「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」
- ③「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる」

換言すれば、これらの3つの柱をふまえた活動を「総合的に体験すること」により、「中・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地」をつくろうとするものであるといえる。

そして、「3. 指導計画の作成と内容の取扱い」における配慮すべき事項として、「外国語活動においては英語を取り扱うことを原則とすること」とされている<sup>(11)</sup>。

これは、現状として、英語が広く世界でコミュニケーションの手段として用いられていることや、中学校における外国語科は英語を履修することが原則とされていることに基づいたものである。ただし、これは「原則」であって、新指導要領では「学校の創設の趣旨や地域の実情、児童の実態などによって、英語以外の外国語を取り扱う」ことも可能である、としている。

さらに、新指導要領では、小学校段階の外國語の学習について、「聞くことなどの音声面でのスキル（技能）の高まりはある程度期待できるが、実生活で使用する必要性が乏しい中で多くの表現を覚えたり、細かい文構造などに関する抽象的な概念を理解したりすることを通じて学習の興味・関心を持続することは、児童にとっては難しい」<sup>(12)</sup>として、中学校段階の文法等を単に前倒しするのではなく、あくまでも体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）の音声や表現に児童が「慣れ親しむ」ことを目標にしている。

この目標を達成するための方法論は、①の「言語や文化について体験的に理解を深め」たり、②の「積極的にコミュニケーションを

図ろうとする態度を育成」したり、③の「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ」たりといった活動を、「外国語を通じて」という特有の方法によって目標の実現を図ろうとするものであることを明確にしたものである。

また、ここでいう「コミュニケーション能力の素地」とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを意味しており、これらは、中・高等学校における外国語科での獲得を目指すコミュニケーション能力を支えるものであると考えられている。

一方、『中学校学習指導要領解説 外国語編』に記された、中学校における外国語科の目標は、以下のようにになっている<sup>(13)</sup>。

「外国語を通じて、言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」（※下線筆者）

前述した小学校の外国語活動の目標と比較してみると、ほとんどの文言が一致しているが、以下の3つの柱から構成されている。

- ①「言語や文化についての理解」
- ②「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」
- ③「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」

すなわち、②は同一の目標であるが、①については「体験的に」という括りがなくなり、③については、コミュニケーション能力の「素地」から「基礎」を養うことへと変わっていることがわかる。これは、中学校における外国語科への円滑な接続・移行を図る観点から目標として明示したものである。

さらに、同書「第3章 指導計画の作成と

内容の取り扱い」では、「小学校における外国語活動との関連に留意して、指導計画を適切に作成するものとする」<sup>(14)</sup>とあり、これは小学校における外国語活動を通して培われた一定の素地を踏まえながら、中学校における外国語教育への円滑な接続が実施できるよう配慮する必要性について述べたものである。

その上で、小学校外国語活動との連携・接続に関する「地域の小学校における外国語活動の指導において、どの程度の素地が養われているのかを十分に把握するとともに、扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握した上で、特に第1学年の指導計画の作成の参考にすることが大切である」<sup>(15)</sup>としている。

この「小中の接続」という点について、文部科学省『小学校外国語活動研修ガイドブック』(2009)では、外国語活動における小中連携においての留意点として、「小学校で外国語を聞いたり話したりする活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童が中学校に進むことを考慮すると、中学校では、小学校の外国語活動の指導内容・指導方法を理解し、その延長上で、指導内容・指導方法を今まで以上に工夫する必要がある。また、小学校・中学校の教師間の情報交換を通じて、指導内容・指導方法について知ることも必要となってくる」<sup>(16)</sup>として、外国語活動で培ったコミュニケーション能力の素地を生かし、より伸ばしていくために、以下のような具体的な連携の方法を挙げている。

#### 【1】中学校での授業内容や進め方の連携

- ①小学校の外国語活動でのコミュニケーションに対する積極的な態度や言語や文化についての体験的な理解等を中学校段階で一層伸ばすために、コミュニケーション活動や自己表現活動に取り組ませる。
- ②小学校の音声中心の活動から、中学校では、しっかりと語彙・文法の定着を図るために言語活動が行われるようになるが、従来の

ような日本語による説明中心の授業ではなく、小学校でよく使われる表現を含む文を例に、音声による活動の復習から読み書きの活動に進み、語順等を簡潔に整理する等の工夫が必要。

③小学校での「聞くこと」「話すこと」を中心の活動から、中学校で「読むこと」「書くこと」を加えた4領域の活動を、相互に関連づけ、バランスよく伸びていけるように工夫する。

④小学校で扱われた言語材料・話題を把握し、既習事項をうまく活用して、過度の反復練習にならないように、生徒の興味・関心に合った内容、手法を選択する。

## 【2】小学校・中学校の教員の連携

①中学校区（中学校とその中学校に進む児童の通う小学校）内での小学校の外国語活動の実際を相互理解するために、目標・指導内容・指導方法等について、意見交換をする機会を持つことが必要。

②小学校と中学校との連携強化として、中学校教員を小学校に専科教員として1~2年程度配置し、小学校での外国語活動の体験の機会を与える。

③『英語ノート』や教師用指導資料等を小・中双方が検討し、カリキュラム作成等において連携を図る。

## 【3】学習指導要領での関連

小学校での学習指導要領の目標に合った外国語活動の成果、すなわち、音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などの素地の育成をふまえて、中学校でも、身近な言語使用場面や言語の働きに配慮した言語活動の指導が行われることへの理解。

すなわち、小学校の外国語活動と中学校の外国語科では、コミュニケーション能力向上させるという点は共通であるが、そのための方法として、小学校では、コミュニケーション活動などの体験を通して“素地”を体得していくのに対し、中学校では「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4領域のスキルの向上を図りながら“基礎”を身に付けていくという点で異なっている。

この両者を小中の間でスムーズに接続するため、小学校で、英語などの外国語に興味をもたせ、積極的に他の人とコミュニケーションをとろうとする態度を身に付けさせることによって、中学校では語彙や表現も多く取り入れながら、コミュニケーション能力を向上させることにつなげていくことが求められている。したがって、この方法論から考えると、外国語活動において、文法や読解、英作文などのような、「読み」「書き」を含めた中学校の学習内容を前倒しで教えたり、フォニックスやパターン・プラクティス、あるいはダイアローグ（対話）を繰り返して暗唱させたりといったような「スキル向上」のみを重点化したような指導は、本来の外国語活動の目標とは合致しないことになり、いわゆる「英語嫌い」の子どもを生みだす温床となる危険性がある。

逆に、単に児童が楽しんでいればそれで良いと考え、ゲームや歌、踊りなどに終始するあまり、外国語活動の授業が、いわゆる「活動あって学びなし」の状態になってしまっているケースもしばしば見受けられる。菅（2009）は、このような授業を、児童にとって「funな授業ではあるが、interestingな授業ではない」と批判し、「知的な楽しさは微塵もなく、面白く愉快なだけの活動になっている」と述べ、外国語活動のあり方として、「常に、児童が体験を通して、様々な事柄に気付き、興味をもち、自ら学びたいと思わせるように導くことが大切なのである。つまり、英語活動は、interestingな授業でなければならない」として、さらに、「英語活動の中で、早急に見直しが図られなければならないものは、スキルベースの授業であり、funな授業なのである。スキルベースの授業は、中学校との連携がなかなか図れず、funな授業

は、中学校の英語の授業に多大な迷惑をかけることになる」<sup>(17)</sup>と厳しく指摘している。

いずれにしても、外国語科に関する小中の接続を成功に導くためにも、指導者は学習指導要領に挙げられた目標を十分に理解して、外国語活動の授業を実施するよう留意する必要がある。

### 3. 国際理解教育の視点を含めた外国語活動と外国語科の連携

さらに、前出の『中学校学習指導要領解説 外国語編』では、「第3章 指導計画の作成と内容の取り扱い」において、「外国語を通じて我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながる」<sup>(18)</sup>と、外国語を通した異文化・自文化理解の学習を進めていくことによって、ひいては生徒たちの国際的なコミュニケーション能力や国際人としての資質の涵養へつながっていくとしている。

渡邊（2009）は、外国語教育の小中連携を通して、児童・生徒に、

- (i) 「共生の心（人権尊重；思いやり）」：  
異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生することの出来る態度・能力の育成
- (ii) 「主体性」：自らの国の伝統・文化に根ざした自己確立の育成
- (iii) 「自己決定・行動力」：自らの考え方や意見を自ら発信し、具体的に行動するとのできる態度・能力の育成<sup>(19)</sup>

という3つの資質・能力を育ませるとともに、児童のコミュニケーション活動における評価およびカリキュラム評価をどのように行うかについて、「児童のパフォーマンス状況（変容ぶり）を、主に観察を通して評価する、この評価基準については、国際理解教育と外国語活動の両方の基準が必要となる」との考えを示している。

それは、「活動中における児童の変容ぶりには、国際（理解）教育の視点からでないと見取れないことがあるからである（例、「人を思いやる心」の変容ぶりなど）」<sup>(20)</sup>、ということが理由であり、(1) 国際理解教育における評価基準例、(2)「外国語活動」における評価の観点と趣旨例の両面をふまえて作成された、(3) 評価基準例（「英語活動＝英語によるコミュニケーション活動」）を提案している。

すなわち、外国語活動の実施によって、児童が外国語や異文化のみならず、国語や日本文化に対する理解をも深め、世界の人々と相互尊重・協調・協力をしながら交流し、グローバル意識・地球市民意識を涵養し、人権意識や共生の考え方を身につけることにつなげていく「学び」を獲得していくのと同様に、その「評価」に関しても、国際理解教育の視点をその評価基準として取り入れて、児童の変容ぶりを総合的に評価していく必要があるといえる。

繰り返しになるが、小学校の外国語活動においては、外国語（主に英語）はあくまでも「手段」「道具（ツール）」としての位置づけであり、「外国語（英語）を話せるようにすること（＝会話スキル向上）」自体は目標になっていない。こうした状況にあって、小中の接続ということを勘案した場合、国際理解教育の視点を外国語活動の目標や内容に取り入れることによって、スキル向上にも重点が置かれてくる中学校の外国語科における学習との連携・接続をよりスムーズに行うことが可能となるのである。

ここで再度、小学校学習指導要領に挙げられた外国語活動における目標の3つの柱を見直してみよう。すべてに対して、外国語（原則的には英語）を「通じて」行うという括りが示されていることがわかる。「通じて」ということは、これは「媒介・媒体」であり、あるいは、「手段・方法・道具」であるとい

うことを意味している。そして、そのような外国語というツールを用いて、実際に目標とされている内容は、繰り返しになるが、①「言語や（背景となる）文化の体験的理 解」、②「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」、③「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる」の3つの柱であり、これらをふまえた総合的な体験活動によって、「中・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地」の育成を目指しているわけである。

これらの目標は、これまで「国際理解教育」の中で目指されてきた要素が含まれており、その内容としての「異文化理解」や「自文化理解」、コミュニケーション能力の育成、さらには、国際交流・協調、グローバル教育、人権教育へと発展させることで、最終的には、国際理解教育の究極の目標ともいえる「共生」意識の涵養に繋がる「学び」へと広がっていくことが期待される。

例えば、「異文化理解」の分野では、自分たちと異なるもの（諸外国の文化／宗教／習慣など）に対する正しい理解と寛容（tolerance）の態度／実践を身に付けることを目標としている。これの代表的なものとしてよく行われてきたのがいわゆる「3F」（Fashion（衣）・Food（食）・Festival（祭祀）の頭文字より）といわれ、これらは文化的特徴（＝日本との差異）が比較対象として分かりやすいため、民族衣装を着たり、代表的な料理を作り食べたり、文化的・宗教的な祭祀に関する事象（「踊り」などもこれに含まれることが多い）や、あるいは「歌」「遊び」「スポーツ」などを通して"目に見える、手で触れる、体験できる"異文化体験として現場での実践が数多く行われてきた。もちろん、あまりに"差異"の部分を強調すると、異文化に対する固定的なイメージを植え付け、ステレオタイプ（Stereotype）な知識の詰め込みになり易いのであるが、こうした取り

組みを通してALTや外国人のゲスト・ティーチャーらと交流し、外国語を用いたり、親しんだりする機会として活用できる。

「自文化理解」の分野では、自分たちの国や郷土／地域の文化的な特徴について体験的活動などを通じて正しく理解し、その知識／情報を、正しく伝えられるようになることが目標とされる。このことは、広くとらえれば、日本や自分の住む地域、学校、家庭などといった「身近な社会」を題材にでき、客観的に見直すことをきっかけとして、広く社会を見る視点や思考力を養うことにつながる。外国語活動や外国語科との関連でいえば、子どもたちが自分の考えや生活、学校、家庭、地域や日本のことなどの"自分自身のこと"について見つめなおして理解を深め、それを他者に"発信"していく学びと活動につながるのである。したがって、「異文化理解」と「自文化理解」は表裏一体のものであり、どちらか一方だけに偏重するのではなく、バランスよく、相互に関連付けて体験的な学習を行っていくことが重要である。交流などの授業を行う場合、大事なことは文化間の"違い"を楽しみつつ、"共通"する部分も感じ取って、相互に親しみを持つことであり、自文化と異文化を比較して「自分が優れている」などという格差をつくるような、エスノセントリズム（ethnocentrism）に陥らないように注意しなくてはならない。

そして、これらの分野における活動を実際に可能にするのが「コミュニケーション能力」ということになるわけであるが、ここでいうコミュニケーション能力とは、ことばや表情、ボディランゲージ、作品などの様々な表現手法を用いて自分の考えをまとめ、的確に相手に伝えることができる能力を意味しており、換言すれば「他者と自分が"つながる"ことができる能力」と考えられる。この「他者と自分"つながる"」ということから、前掲の「異文化理解」と「自文化理解」とを発展的につ

ないでいく役割も、このコミュニケーション能力には包まれている。

また、コミュニケーション能力には、読解力・論述力・思考力・判断力・表現力などが関わっており、その育成には、国語、算数、実技教科など学校教育のあらゆる側面が関係しているため、いわゆる、新指導要領で重点がおかれている「言語活動の充実」の要素が最も強く表われている分野であるといえる。

#### 4. 諸外国における外国語教育との比較

既述したように、日本の場合、小学校における「外国語活動」ではこのコミュニケーションの「素地」を涵養し、それを活かして、中学校以降における「外国語科」においてコミュニケーションの「基礎」を築いていく（スキル学習）という学習の流れがある。

諸外国における初等教育段階からの外国語教育を見てみると、アジア・ヨーロッパなどにおける非英語圏（ノン・ネイティブ）の国や地域では、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、インド、パキスタン、香港などでは英語が「公用語」（第1言語、第2言語、主要言語など）として用いられており、中にはシンガポールやフィリピンのように、他教科を教える際の授業用語として使っている所もある。学習開始学年は、インドの6年次以外は全て1年次からである。こうした国や地域では、英語が公用語であり、主に第2言語（English as a Second Language: ESL）レベルとして扱われている。

一方、タイ、ミャンマー、スリランカ、バングラディシュ、ベトナム、韓国、中国、インドネシア、ネパール、カンボジア、台湾、ラオス、モンゴル、EU諸国では、一部主要言語や公用語として扱われてもいるが、英語は主に「外国語」として教えられていて、開始学年もミャンマーのように幼稚園からの場合もあれば、小1（タイ、スリランカ、バングラディシュ）、小3（ベトナム、韓国、中

国）、小4（インドネシア、ネパール）、小5（カンボジア、台湾）、中1（ラオス、モンゴル）などと、かなり開きがある。EU諸国でも同様で、幼稚園や1年次から開始している国もあれば、3年次以上から開始している国、1年次から英語、3年次からフランス語やドイツ語などを第2外国語として学び始める国など多様である。こうした国や地域では、外国語としての英語（English as a Foreign Language: EFL）として扱われている。これらの国々や地域において目標とされる英語力を分析する際に、カミンズ（Cummins, 1979）<sup>(22)</sup>が提唱する「日常会話などの比較的抽象度の低い伝達内容を理解するために必要な基本的会話言語力」であるBICS（Basic Interpersonal Communication Skills）、および「抽象度の高い思考が要求される認知活動と関連する認知・学習言語力」であるCALP（Cognitive Academic Language Proficiency）を援用して考えてみたい。

日本の場合は、タイや韓国などと同様に英語を外国語として学ぶEFL国であるため、小・中学校いずれもBICSの習得が目標となると考えられる。EFL国における学習者の英語への接触時間や使用頻度、使用場面などを考慮すると、小学校段階では挨拶や自己紹介などの基本的な会話表現の習得に目標が置かれるのは妥当である。これは、より抽象的な思考のために英語を用いているシンガポールやフィリピン、マレーシアのような、他教科の授業用語としても英語を用いるなど、CALPの習得を重視する国々でも同じで、学習の初期段階では、児童の知的発達段階を考慮して、抽象度の低い内容に関わるBICSの習得をまず目指すという点で共通に求められる能力と考えられる。

しかし、英語技能（スキル）獲得という観点から見ると、日本と同じく英語をFFLとして扱うBICSの国であるタイをはじめ、ほとんどの国や地域で、CALPの国々と同様、小学校段階から英文法の指導が行われている。

これは、英文法の知識を身につけることによって、「構造的に正しい」英語を運用できることにつなげるという考えに基づいている。しかし、この方法ではパターン・プラクティスなどの反復練習や単に語彙を暗記して増やすことのみに重きが置かれやすく、子どもの間で英語能力の格差が広がることや、"早期"英語嫌いの増加につながるリスクがあるのは、新指導要領の箇所で述べたとおりである。

こうして比較してみると、小学校段階では中学校の語彙や文法事項などの前倒しを行わず、あくまで自分と他者とのつながりを構築できるよう、コミュニケーションの素地を涵養した上で、中学校で文法的なスキルを含めたコミュニケーションの基礎的なスキル獲得を目指した英語教育を実施している日本の手法は、世界の外国語教育の中でも非常に稀な形式であるといえよう。

## 5. まとめ

国際理解教育の学習内容との関連として、新学習指導要領では、「2. 内容」において、第5・6学年の2年間で達成されるべき内容を以下のように設定している<sup>(21)</sup>。

1 「外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。

- (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
- (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
- (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。

2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるように、次の事項について指導する。

- (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
- (2) 日本と外国との生活、習慣、行事など

の違いを知り、多様なものを見方や考え方があることに気付くこと。

(3) 異なる文化を持つ人々との交流等を体験し、文化などに対する理解を深めること。

これらのうち、1は「コミュニケーションに関する事項」、2は「言語と文化に関する事項」であり、これらはそのまま、国際理解教育の学習内容の、「コミュニケーション能力」 = 1であり、「異文化理解／自文化理解」 = 2、という形で関連していることがわかる。

また、「3. 指導計画の作成と内容の取扱い」においては、学習指導要領第1章「総則」の第1の2（道徳教育）および第3章「道徳」第1に示された道徳教育の目標に基づき、「道徳の時間などとの関連を考慮」しながら、指導計画の作成にあたる必要性が述べられており、さらに、道徳5・6学年の2年間を通しての「配慮すべき事項」として「エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようすること」<sup>(23)</sup>という記述もみられる。

国際理解教育において大切なことは、さまざまな国の生活や文化と我が国の生活や文化との共通点や相違点に気付かせ、言語や文化に関心を持ち、尊重できる態度を育成することであり、これは、「コミュニケーション能力」の素地としても非常に重要な点である。

したがって、こうした要素を取り入れた外国語活動においても、その体験的活動を通じて、児童が国語や日本文化に対する理解を深め、世界の人々と相互にお互いの言語や文化、立場などを尊重し、協調・協力しながら国際交流を行い、グローバル意識・地球市民意識を涵養し、ひいては、人権意識や共生の考え方を身につけることにつなげていくことが、児童にとって重要な「学び」になっていくと考えられ、小学校の外国語活動、中学校の外国語科の学習内容の連携・接続という観点か

らも、今後ますます重要な意味をもってくるといえる。

### 註

- (1) 臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』、文部省、昭和61年4月
- (2) 第15期中央教育審議会第一次答申『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』、文部省、平成8年7月、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701n.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701n.htm)  
(文部科学省HP、2009/09/06)
- (3) 『小学校学習指導要領 総則編』、文部省、平成10年12月、p.3
- (4) 『小学校学習指導要領解説』、文部省、平成11年5月、p.53
- (5) 同書(4)、p.54
- (6) 中央教育審議会外国語専門部会『小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）』、文部科学省、平成18年3月、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryo/06032708/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryo/06032708/002.htm)  
(文部科学省HP、2009/09/06)
- (7) 同(6)
- (8) 中央教育審議会言語力育成協力者会議『言語力育成協力者会議 第8回配付資料』、文部科学省、平成19年8月、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/036/shiryo/07081717/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/036/shiryo/07081717/004.htm)  
(文部科学省HP、2009/09/06)
- (9) 中央教育審議会『幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）』文部科学省、平成20年1月、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/)

- toushin/\_icsFiles/afieldfile/  
2009/05/12/1216828\_1.pdf  
(文部科学省HP、2009/09/06)
- (10) 同(9)
  - (11) 『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』、文部科学省、平成20年8月、p.13
  - (12) 同書(11)、pp.8-9
  - (13) 『中学校学習指導要領解説 外国語編』、文部科学省、平成20年9月、p.8
  - (14) 同書(13)、p.56
  - (15) 同(14)
  - (16) 文部科学省『小学校外国語活動研修ガイドブック』旺文社、平成21年3月24日、pp.40-41
  - (17) 菅正隆編著『すぐに役立つ！小学校英語活動ガイドブック』ぎょうせい、2009年4月10日、p.3
  - (18) 同書(13)、p.57
  - (19) 渡邊寛治『小学校における外国語活動』平成21年度「小学校外国語活動講習会」講義資料、文教大学教育研究所、平成21年8月11日、p.7
  - (20) 同(19)、p.10
  - (21) 同(11)、p.9
  - (22) Cummins, J. Linguistic interdependence and the educational development of bilingual children. Review of Education Research, 1979, p49, pp.222-251.
  - (23) 同書(11)、p.17

### 参考文献

- ・本名信行編著「アジアの最新英語事情」、大修館書店、2002年。
- ・平成18・19（2006・2007）年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号18530659）『東南アジアの初等教育段階における英語教育の受容と母語教育への影響』研究成果報告書（研究代表者：池田充裕・山梨県立大学・人間福祉学部）、2008年3月。